

議案第15号

さぬき市水道事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の
制定について

さぬき市水道事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成30年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市水道事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) さぬき市水道事業の設置等に関する条例（平成14年さぬき市条例第189号）
- (2) さぬき市上下水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成14年さぬき市条例第190号）
- (3) さぬき市水道事業給水条例（平成14年さぬき市条例第191号）
- (4) さぬき市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例（平成24年さぬき市条例第34号）
- (5) さぬき市水道事業の剰余金の処分等に関する条例（平成25年さぬき市条例第22号）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
（さぬき市水道事業の設置等に関する条例の廃止に伴う経過措置）
- 2 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定により作成する平成29年10月1日から平成30年3月31日までの間の水道事業の業務の状況を説明する書類に関しては、この条例による廃止前のさぬき市水道事業の設置等に関する条例第7条（予算の概要及び事業の経営方針に係る部分を除く。）の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。
（さぬき市上下水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の廃止に伴う経過措置）
- 3 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前のさぬき市上下水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用を受ける職員である者の給与の支給については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
（さぬき市行政組織条例の一部改正）
- 4 さぬき市行政組織条例（平成14年さぬき市条例第7号）の一部を次のように改正する。
第1条中「上下水道部」を削る。
第2条市民部の項中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。
（7）簡易専用水道及び貯水槽水道に関すること。
第2条建設経済部の項中第11号を第13号とし、第5号から第10号までを2号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の2号を加える。
（5）下水道、農業集落排水及び漁業集落排水に関すること。
（6）合併浄化槽に関すること。

第2条上下水道部の項を削る。

(さぬき市職員定数条例の一部改正)

- 5 さぬき市職員定数条例(平成14年さぬき市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第1条中「上下水道部(水道事業の所管に限る。以下同じ。)及び」を削る。

第2条第1項第1号中「316人」を「332人」に改め、同項第7号を削り、同項第8号を同項第7号とする。

(さぬき市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 6 さぬき市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成14年さぬき市条例第40号)の一部を次のように改正する。

別表水道運営委員会の委員の項を削る。

議案第16号

さぬき市土地改良事業基金条例の制定について

さぬき市土地改良事業基金条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成30年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市土地改良事業基金条例

(設置)

第1条 さぬき市土地改良区が事業主体となつて行う土地改良事業の健全な運営に資するため、さぬき市土地改良事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計の歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確實かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用)

第4条 市長は、基金の設置の目的に応じ、基金の確實かつ効率的な運用に努めなければならない。

(運用益金の整理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確實な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第17号

さぬき市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

さぬき市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成30年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号、第79条第2項第1号（法第79条の2第4項において準用する場合を含む。第4条において同じ。）並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「指定居宅介護支援等」とは、法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援及び法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。

(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準)

第3条 法第81条第1項及び第2項に規定する条例で定める基準は、この条に特別の定めのあるものを除くほか、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。）に定めるところによる。

2 前項の場合における指定居宅介護支援等基準第29条第2項の規定の適用については、同項中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

(指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準)

第4条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第18号

さぬき市簡易専用水道の管理等に関する条例の制定について

さぬき市簡易専用水道の管理等に関する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成30年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市簡易専用水道の管理等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、簡易専用水道（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。以下同じ。）の管理等に関し、法令その他に別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めることにより、衛生的で安全な水の給水を確保し、もって公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(給水開始等の届出)

第2条 簡易専用水道を設置しようとする者又は設置している者は、次の各号に掲げる事項について、市長の定めるところにより届け出なければならない。

- (1) 簡易専用水道を設置する場合は、あらかじめ届け出ること。
- (2) 工事を伴う届出事項の内容を変更する場合は、あらかじめ届け出ること。
- (3) 工事を伴わない届出事項の内容を変更する場合は、変更後速やかに届け出ること。
- (4) 簡易専用水道を廃止し、又は休止した場合は、廃止後又は休止後速やかに届け出ること。
- (5) 売買、譲渡又は合併等の承継により新たに簡易専用水道の設置者となった場合は、承継後速やかに届け出ること。

(市の責務)

第3条 市長は、簡易専用水道の管理等に関し必要があると認めるときは、簡易専用水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告（以下「指導等」という。）を行うことができるものとする。

- 2 市長は、簡易専用水道の設置者が前項の規定による指導等に従わない場合は、その指導等に係る事項を履行するまでの間、当該簡易専用水道による給水を停止すべきことを命じることができる。
- 3 市長は、簡易専用水道の利用者に対し、簡易専用水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第4条 簡易専用水道の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受け、その記録を速やかに市長に報告しなければならない。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までにさぬき市水道事業給水条例（平成14年さぬき市条例第191号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

議案第19号

さぬき市下水道条例等の一部改正について

さぬき市下水道条例等の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成30年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市下水道条例等の一部を改正する条例

(さぬき市下水道条例の一部改正)

第1条 さぬき市下水道条例(平成14年さぬき市条例第184号)の一部を次のように改正する。

第2条第11号中「下水道使用料」の次に「(以下「使用料」という。)」を加え、「1月」を「1か月」に改める。

第4条第3号中「規則の」を「規則に」に改める。

第6条第2項中「5年とする」を「5年を超えない範囲内において市長が定める」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前項の有効期間(当該指定の有効期間についてこの項の規定により更新を受けたときにあつては、当該更新を受けた指定に係る有効期間)満了に際し、引き続き指定工事店としての指定を受けようとするときは、市長が指定する日までに指定の更新を受けなければならない。

第6条に次の1項を加える。

4 次条及び第8条(第1項第4号イを除く。)の規定は、前項の指定の更新について準用する。

第7条を次のように改める。

(指定の申請)

第7条 前条第1項の指定を受けようとする者は、規則で定める書類を添えて、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 排水設備等の新設等の工事の事業を行う営業所(以下「営業所」という。)の名称及び所在地

第8条第2項中「とる」を「講ずる」に改める。

第10条第2項中「3年とする」を「責任技術者として登録された日から5年を超えない範囲内において市長が定める」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前項の有効期間(当該指定の有効期間についてこの項の規定により更新を受けたときにあつては、当該更新を受けた指定に係る有効期間)満了に際し、引き続き登録を受けようとするときは、当該有効期間が満了する日までに登録の更新を受けなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めるときは、当該有効期間が満了する日以後に登録の更新を受けることができる。

第10条に次の1項を加える。

4 次条及び第12条第2項(第2号の規定を除く。)の規定は、前項の登録の更新について準用する。

第11条中「次に掲げる」を「規則で定める」に改め、同条各号を削る。

第12条第1項中「責任技術者認定試験」の次に「(規則で定める試験機関が実施する責任技術者としての資格があることを認定するための試験をいう。)」を加え、同条第2項第2号中「次項」を「第4項」に改め、同条第3項中「6月」を「6か月」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第10条第3項の登録の更新を受けようとする者は、あらかじめ、更新講習(第1項の試験機関が実施する第9条第2項に掲げる職務を行うために必要な知識及び技能に関する講習をいう。)を受講しなければならない。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条第2項中「市の職員」を「関係者」に改め、同条第3項及び第4項を次のように改める。

3 責任技術者は、第12条第4項の規定により登録を取り消されたとき若しくは登録の効力を停止されたとき又は次項の規定により責任技術者証の再交付を受けた後において、失った責任技術者証を発見したときは、責任技術者証を遅滞なく市長に返納しなければならない。

4 責任技術者は、責任技術者証の記載事項に変更を生じたとき又は責任技術者証を汚損し、若しくは紛失したときは、規則で定めるところにより、直ちに市長に申請し、責任技術者証の書換え交付又は再交付を受けなければならない。

第15条第1項中「指定工事店として指定を行った工事の事業を行う者に対し」を「第6条第1項の指定を行ったときは」に改め、同条第3項及び第4項を次のように改める。

3 指定工事店は、第18条第1項の規定により指定を取り消されたとき若しくは指定の効力を停止されたとき又は次項の規定により指定工事店証の再交付を受けた後において、失った指定工事店証を発見したときは、指定工事店証を遅滞なく市長に返納しなければならない。

4 指定工事店は、指定工事店証の記載事項に変更を生じたとき又は指定工事店証を汚損し、若しくは紛失したときは、規則で定めるところにより、直ちに市長に申請し、指定工事店証の書換え交付又は再交付を受けなければならない。

第18条第1項中「6月」を「6か月」に改め、同項第5号中「大で」を削る。

第20条第1項中「しなければならない」を「講じなければならない」に改める。

第22条第1項中「しなければならない」を「講じなければならない」に改め、同項第1号中「。以下「令」という」を削る。

第27条第2項中「さぬき市水道事業給水条例(平成14年さぬき市条例第191号。以下「給水条例」という。)」を「香川県広域水道企業団水道事業給水条例(平成30年香川県広域水道企業団条例第 号。以下「企業団給水条例」という。)」に改め、同条第3項中「集金、納入通知書又は口座振替」を「納入通知書、口座振

替又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者による納付」に改め、同条第5項中「前2項」を「前3項」に改める。

第28条第2項第1号中「給水条例」を「企業団給水条例」に改める。

（さぬき市農業集落排水処理施設条例の一部改正）

第2条 さぬき市農業集落排水処理施設条例（平成14年さぬき市条例第155号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（以下「施設」という。）」を削る。

第3条各号を次のように改める。

(1) 汚水 生活雑排水（雨水、畜産排水その他市長が指定する特殊な排水を除く。）及びし尿をいう。

(2) 排水処理施設 汚水を排除するために設けられる排水管渠^{きよ}、これらに接続して汚水を処理するために設けられる処理施設又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設その他の施設の総体で、市が管理するものをいう。

(3) 排水設備 汚水を排水処理施設に流入させるために必要な管渠^{きよ}その他の排水施設（し尿浄化槽を除く。）で、使用者が管理するものをいう。

(4) 除害施設 排水処理施設の機能を著しく妨げ、又は損傷するおそれのある汚水を除去するために設ける前処理施設をいう。

(5) 使用者 当該集落区域内に居住又は事業等を営む者で当該施設を利用する者をいう。

(6) 使用月 農業集落排水使用料（以下「使用料」という。）徴収の便宜上区分されたおおむね1か月の期間をいう。

第5条（見出しを含む。）中「等」を削る。

第6条第2号中「規則の」を「規則に」に改める。

第8条中「平成14年さぬき市条例第184号」の次に「。以下「下水道条例」という。」を加え、「受けたもの」を「受けた者」に改める。

第10条及び第11条を次のように改める。

（機能損傷防止のための除害施設の設置等）

第10条 使用者は、下水道条例第20条第1項各号に定める基準に適合しない汚水（水洗便所から排除される汚水を除く。）を継続して排除して排水処理施設を使用しようとするときは、除害施設を設け、又は必要な措置を講じなければならない。ただし、1日当たりの平均的な汚水の量が50立方メートル未満である場合には、適用しない。

（水質適合のための除害施設の設置等）

第11条 使用者は、下水道条例第22条第1項各号に定める基準に適合しない汚

水（水洗便所から排除される汚水を除く。）を継続して排除して排水処理施設を使用しようとするときは、除害施設を設け、又は必要な措置を講じなければならない。ただし、規則で定めるものについては、1日当たりの平均的な汚水の量が50立方メートル未満である場合には、適用しない。

第12条中「又は」の次に「下水道法（昭和33年法律第79号）第11条の2第2項に規定する」を加える。

第16条第2項中「さぬき市水道事業給水条例（平成14年さぬき市条例第191号）」を「香川県広域水道企業団水道事業給水条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第 号）」に改め、同条第3項中「集金・納入通知書又は口座振替」を「納入通知書、口座振替又は地方自治法第231条の2第6項に規定する指定代理納付者による納付」に改める。

第17条中「さぬき市下水道条例」を「下水道条例」に改める。

第20条中「排水処理施設の敷地又は排水施設に」を「排水処理施設（その敷地を含む。以下この条及び次条において同じ。）に」に、「排水処理施設の敷地又は排水施設を」を「排水処理施設を」に改め、同条ただし書中「下水道法（昭和33年法律第79号）第24条第1項」を「下水道法第24条第1項」に改める。

（さぬき市漁業集落排水処理施設条例の一部改正）

第3条 さぬき市漁業集落排水処理施設条例（平成14年さぬき市条例第156号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（以下「施設」という。）」を削る。

第3条第1号から第4号までを次のように改める。

(1) 汚水 生活雑排水（雨水その他市長が指定する特殊な排水を除く。）及びし尿をいう。

(2) 排水処理施設 汚水を排除するために設けられる排水管渠^{きよ}、これらに接続して汚水を処理するために設けられる処理施設又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設その他の施設の総体で、市が管理するものをいう。

(3) 排水設備 汚水を排水処理施設に流入させるために必要な管渠^{きよ}その他の排水施設（し尿浄化槽を除く。）で、使用者が管理するものをいう。

(4) 除害施設 排水処理施設の機能を著しく妨げ、又は損傷するおそれのある汚水を除去するために設ける前処理施設をいう。

第3条第6号中「排水使用料」を「漁業集落排水使用料（以下「使用料」という。）」に、「1箇月」を「1か月」に改める。

第5条（見出しを含む。）中「等」を削る。

第6条第2号中「規則の」を「規則に」に改め、同条第3号の表中「排水人口（単

位人)」を「排水人口（単位 人）」に、「（単位ミリメートル）」を「（単位 ミリメートル）」に改める。

第8条中「平成14年さぬき市条例第184号」の次に「。以下「下水道条例」という。」を加え、「受けたもの」を「受けた者」に改める。

第10条及び第11条を次のように改める。

（機能損傷防止のための除害施設の設置等）

第10条 使用者は、下水道条例第20条第1項各号に定める基準に適合しない汚水（水洗便所から排除される汚水を除く。）を継続して排除して排水処理施設を使用しようとするときは、除害施設を設け、又は必要な措置を講じなければならない。ただし、1日当たりの平均的な汚水の量が50立方メートル未満である場合には、適用しない。

（水質適合のための除害施設の設置等）

第11条 使用者は、下水道条例第22条第1項各号に定める基準に適合しない汚水（水洗便所から排除される下水を除く。）を継続して排除して排水処理施設を使用しようとするときは、除害施設を設け、又は必要な措置を講じなければならない。ただし、規則で定めるものについては、1日当たりの平均的な汚水の量が50立方メートル未満である場合には、適用しない。

第12条中「又は」の次に「下水道法（昭和33年法律第79号）第11条の2第2項に規定する」を加える。

第16条第2項中「さぬき市水道事業給水条例（平成14年さぬき市条例第191号）」を「香川県広域水道企業団水道事業給水条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第 号）」に改め、同条第3項中「集金、納入通知書又は口座振替」を「納入通知書、口座振替又は地方自治法第231条の2第6項に規定する指定代理納付者による納付」に改める。

第17条中「さぬき市下水道条例」を「下水道条例」に改める。

第20条中「排水処理施設の敷地又は排水施設に」を「排水処理施設（その敷地を含む。以下この条及び次条において同じ。）に」に、「排水処理施設の敷地又は排水施設を」を「排水処理施設を」に改め、同条ただし書中「下水道法（昭和33年法律第79号）第24条第1項」を「下水道法第24条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（さぬき市下水道条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例による改正後のさぬき市下水道条例第27条第2項、第3項及び第28条第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以降に確定する下水道使用料について適用し、施行日前に確定した下水道使用料で、施行日以降

に徴収するものについては、なお従前の例による。

(さぬき市農業集落排水処理施設条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この条例による改正後のさぬき市農業集落排水処理施設条例第16条第2項及び第3項の規定は、施行日以降に確定する農業集落排水使用料について適用し、施行日前に確定した農業集落排水使用料で、施行日以降に徴収するものについては、なお従前の例による。

(さぬき市漁業集落排水処理施設条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 この条例による改正後のさぬき市漁業集落排水処理施設条例第16条第2項及び第3項の規定は、施行日以降に確定する漁業集落排水使用料について適用し、施行日前に確定した漁業集落排水使用料で、施行日以降に徴収するものについては、なお従前の例による。

議案第20号

さぬき市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部改正について

さぬき市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第9
6条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成30年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成14年さぬき市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第4条第9項中「前各項」を「第1項から第8項まで」に改め、同項を第10項とし、同条第8項の次に次の1項を加える。

9 第1項の規定にかかわらず、農業委員会の会長、会長職務代理者及び委員並びに農地利用最適化推進委員の能率給の支給方法については、農業委員会規則で定める。

別表学校（園）遠距離通学者対策協議会の委員の項を削り、同表少年育成センター所長の項中「180,000円」を「200,000円」に改め、同表少年育成センター専門相談員の項及び少年育成センター専門補導員の項中「150,000円」を「170,000円」に改め、同表公民館長の項中「180,000円」を「200,000円」に改め、同表雨滝自然科学館教育専門員の項中「190,000円」を「200,000円」に改め、同表社会教育指導員の項中「150,000円」を「170,000円」に改め、同表図書館長の項、児童館長の項及び隣保館長の項中「180,000円」を「200,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第4条第9項の改正規定及び同項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える改正規定並びに別表学校（園）遠距離通学者対策協議会の委員の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

議案第21号

さぬき市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

さぬき市一般職の職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成30年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市一般職の職員の給与に関する条例（平成14年さぬき市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項中「30万8,000円」を「30万8,300円」に改める。

第19条中「地域手当」の次に「の月額並びに特殊勤務手当（手当の額が月額をもって定められているものに限る。）」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 22 号

さぬき市国民健康保険税条例の一部改正について

さぬき市国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 30 年 2 月 22 日提出

さぬき市長 大山 茂 樹

さぬき市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

さぬき市国民健康保険税条例（平成14年さぬき市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中

「

第2期 9月1日から同月30日まで
第3期 10月1日から同月31日まで
第4期 11月1日から同月30日まで
第5期 1月1日から同月31日まで
第6期 2月1日から同月末日まで

」を

「

第2期 8月1日から同月31日まで
第3期 9月1日から同月30日まで
第4期 10月1日から同月31日まで
第5期 11月1日から同月30日まで
第6期 12月1日から同月25日まで
第7期 1月1日から同月31日まで
第8期 2月1日から同月末日まで

」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後のさぬき市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以降の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第23号

さぬき市手数料条例の一部改正について

さぬき市手数料条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成30年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市手数料条例の一部を改正する条例

さぬき市手数料条例（平成14年さぬき市条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表46の項中

「

(6) 法第115条の45の6第1項の規定による 指定事業者の指定更新申請	1件につき	10,000
------------------------------------------	-------	--------

」を

「

(6) 法第115条の45の6第1項の規定による 指定事業者の指定更新申請	1件につき	10,000
(7) 法第79条第1項の規定による指定居宅介護 支援事業者の指定申請	1件につき	20,000
(8) 法第79条の2第1項の規定による指定居宅 介護支援事業者の指定更新申請	1件につき	10,000

」に

改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第24号

さぬき市放課後児童クラブ条例の一部改正について

さぬき市放課後児童クラブ条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成30年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

さぬき市放課後児童クラブ条例（平成14年さぬき市条例第111号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中

「

志度放課後児童クラブ専用施設	さぬき市志度727番地
----------------	-------------

」を

「

志度第1放課後児童クラブ専用施設	さぬき市志度727番地
志度第2放課後児童クラブ専用施設	さぬき市志度727番地

」に

改める。

別表第2中

「

志度放課後児童クラブ専用施設	各室1時間 当たり	円 500	冷暖房を使用したときは、500円を加算する。
----------------	--------------	----------	------------------------

」を

「

志度第1放課後児童クラブ専用施設	各室1時間 当たり	円 500	冷暖房を使用したときは、500円を加算する。
志度第2放課後児童クラブ専用施設	各室1時間 当たり	円 500	冷暖房を使用したときは、500円を加算する。

」に

改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第25号

さぬき市国民健康保険条例の一部改正について

さぬき市国民健康保険条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成30年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市国民健康保険条例の一部を改正する条例

さぬき市国民健康保険条例（平成14年さぬき市条例第128号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「国民健康保険」の次に「の事務」を加え、同条中「国民健康保険」の次に「の事務」を加え、「法令」を「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）その他法令」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会）

第1条の2 法第11条第2項の規定に基づき、市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会として、さぬき市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

第2条の見出しを「（協議会の委員の定数）」に改め、同条中「国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）」を「協議会」に改める。

第8条第1項中「第72条の4」を「第72条の5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前のさぬき市国民健康保険条例の規定による国民健康保険運営協議会（以下「旧協議会」という。）の委員である者は、この条例による改正後のさぬき市国民健康保険条例の規定によるさぬき市国民健康保険運営協議会（以下「新協議会」という。）の委員となるものとし、新協議会の委員の任期は、旧協議会の委員の残任期間とする。

議案第26号

さぬき市介護保険条例の一部改正について

さぬき市介護保険条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成30年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市介護保険条例の一部を改正する条例

さぬき市介護保険条例（平成14年さぬき市条例第131号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「34,200円」を「37,800円」に改め、同項第2号中「44,400円」を「49,100円」に改め、同項第3号中「51,300円」を「56,700円」に改め、同項第4号中「61,500円」を「68,000円」に改め、同項第5号中「68,400円」を「75,600円」に改め、同項第6号中「82,000円」を「90,700円」に改め、同項第7号中「88,900円」を「98,200円」に改め、同項第8号中「109,400円」を「120,900円」に改め、同項第9号中「116,200円」を「128,500円」に改め、同条第2項中「第1基準所得金額」を「基準所得金額」に、「令第38条第6項」を「同条第7項」に改める。

第18条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正後の第3条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第27号

さぬき市自然休養村条例の一部改正について

さぬき市自然休養村条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成30年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市自然休養村条例の一部を改正する条例

さぬき市自然休養村条例（平成14年さぬき市条例第144号）の一部を次のように改正する。

第2条の表みろく人工滝の項、みろくファミリーランド（サイクルモノレール）の項及びみろくバンガローの項を削る。

第3条第8号中「及びバンガロー」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第10条関係）

施設名	使用区分				摘要																									
	基本料金		超過料金																											
	単位	金額	単位	金額																										
みろく く研 修室 和室 (4 5畳)	休憩 1室につ き3時間 以内	円 5,000	1室に ついて 3時間 を超え る1時 間につ き	円 2,000	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="5">冷暖房料金</th> </tr> <tr> <th></th> <th>単位</th> <th>金額</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>45畳</td> <td>基本料 金単位 につき</td> <td>800</td> <td>超過料 金単位 につき</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>15畳</td> <td>基本料 金単位 につき</td> <td>400</td> <td>超過料 金単位 につき</td> <td>200</td> </tr> </tbody> </table> <p>冷暖房について宿泊者の利用は無料。 宿泊については、1室につき9人まで利用可能。</p>	冷暖房料金						単位	金額	単位	金額			円		円	45畳	基本料 金単位 につき	800	超過料 金単位 につき	300	15畳	基本料 金単位 につき	400	超過料 金単位 につき	200
						冷暖房料金																								
	単位	金額	単位	金額																										
		円		円																										
45畳	基本料 金単位 につき	800	超過料 金単位 につき	300																										
15畳	基本料 金単位 につき	400	超過料 金単位 につき	200																										
みろく く研 修室 和室 (1 5畳)	休憩 1室につ き3時間 以内	2,000	1室に ついて 3時間 を超え る1時 間につ き	1,000																										
					宿泊 1泊1室 につき	8,000																								
みろく く調 理室	3時間以内	2,000	3時間 を超え る1時 間につ き	500	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="4">冷暖房料金</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>金額</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本料金単 位につき</td> <td>円 400</td> <td>超過料金単 位につき</td> <td>円 200</td> </tr> </tbody> </table> <p>調理室及び冷暖房について宿泊者の利用は無料。 ただし、事前に申出が必要。</p>	冷暖房料金				単位	金額	単位	金額	基本料金単 位につき	円 400	超過料金単 位につき	円 200													
冷暖房料金																														
単位	金額	単位	金額																											
基本料金単 位につき	円 400	超過料金単 位につき	円 200																											
みろく くシャ ワー 室	1人1回に つき	300			宿泊者の利用は無料。ただし、事前に申出が必要。																									
みろく くロ ビー	3時間以内	1,000	3時間 を超え る1時 間につ き	500	貸切りの場合に限る。																									
みろく く壁 面展 示ス ペース	4時間以内	500	4時間 を超え る1時 間につ き	100	4時間を超える時間に、みろく荘の使用時間外の時間は含まない。ただし、当該使用時間外の時間を挟んで同じ目的で使用する際の当該使用時間外の時間後の使用料金は、超過料金とする。																									

みる管棟	1時間につき	500				
みるスー みるテジ	使用料	3,000	3時間を超える1時間につき	1,000	特別に電力を使用する場合は、実費を徴収する。	
	照明料	300		100		
みる球 みる場	使用料	1時間以内	1時間を超える30分間につき	1,000	市内	
		1時間以内		4,000	2,000	市外
	照明料	1時間以内		3,000	1,500	市内
		1時間以内		5,000	2,500	市外
みるテス みるコート	使用料	1コート 1時間につき	500		平日	
		1コート 1時間につき	1,000		土曜日、日曜日及び祝祭日	
	照明料	1コート 1時間以内	1,000	500		
みる球 みる技場	1時間につき	2,000			市内	
		4,000			市外	
ログ ハウス 泊料	1棟1泊4人まで	6,000	4人を超える1人につき	1,000		

みくろ三石荘	休憩	3時間以内	3,000	3時間を超える1時間につき	1,000		
	宿泊	1泊につき20人まで	5,000	20人を超える1人につき	200	市内	
			7,000		300	市外	
みくろ野営場・バーベキューハウス	野営場	1人1回につき	200			市内	
			300			市外	
	バーベキュー台	1台1回5時間以内	1,500	1台1回5時間を超える1時間につき	500	5人用台 野営場の利用料金が加算されます。	
			2,000		1,000	8人用台 野営場の利用料金が加算されます。	
かまど	1台1回5時間以内	300	1台1回5時間を超える1時間につき	100	野営場の利用料金が加算されます。		
電動遊具	1人1回につき		100			100円遊具	
			200			200円遊具	
イベントドーム	昼間	1時間につき	1,000				
	夜間	1時間につき	2,000				
郷土文化保存館2階会議室		3時間以内	2,000	3時間を超える1時間につき	800		

備考

- 1 料金について、単位に端数が生じる場合は、これを切り上げて計算する。
- 2 市内とはさぬき市に住所を有する者が利用する場合をいい、市外とはさぬき市に住所を有さない者が利用する場合をいう。
- 3 祝祭日とは、12月29日から翌年1月3日までの日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(使用料の改定に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに申請等がなされた施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日の前日から施行日にかけて、この条例に規定する宿泊可能な施設に宿泊する者の当該宿泊に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第28号

さぬき市企業立地促進条例の一部改正について

さぬき市企業立地促進条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求めらる。

平成30年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市企業立地促進条例の一部を改正する条例

さぬき市企業立地促進条例（平成25年さぬき市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号ただし書中「第2条第1項各号に掲げる」を「第2条に規定する」に改める。

第4条第2項中「1年以内」を「3年以内」に改める。

附則第4項中「平成30年3月31日」を「平成35年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第4項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第4条第2項の規定は、施行日以後に土地を取得した指定企業について適用し、施行日前に土地を取得した指定企業については、なお従前の例による。

議案第29号

さぬき市都市公園条例の一部改正について

さぬき市都市公園条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成30年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市都市公園条例の一部を改正する条例

さぬき市都市公園条例（平成14年さぬき市条例第183号）の一部を次のように改正する。

第1条の6の次に次の1条を加える。

（運動施設の敷地面積の基準）

第1条の7 令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

第3条第4項中「第1項又は第3項」を「同項又は前項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第30号

香川県広域水道事業体設立準備協議会の廃止について

香川県広域水道事業体設立準備協議会を、平成30年3月31日をもって廃止することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の6の規定により、同条のその例によることとされた第252条の2の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成30年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

議案第31号

新市建設計画の一部変更について

新市建設計画の一部を次のとおり変更することについて、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第5条第7項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成30年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

新市建設計画の一部を次のように変更する。

1. はじめに中「合併後、概ね10年程度の期間」を「平成14年度から平成32年度までの19年間」に、8. 財政計画中「平成29年度までの16年間」を「平成32年度までの19年間」に改め、歳入の表及び歳出の表を次のように改める。

○歳入

単位:百万円

年度 項目	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地方税	5,537	5,537	5,537	5,537	5,537	5,537	5,537	5,537	5,537	5,537	4,810	5,026	5,021	4,848	4,844	4,839	5,186	5,214	5,158
地方譲与税	234	236	238	240	242	244	246	248	251	253	247	243	243	243	243	243	213	210	210
利子割交付金	82	82	82	82	82	82	82	82	82	82	30	25	25	25	25	25	12	7	8
地方消費税交付金	535	537	540	543	545	548	551	554	556	559	471	507	507	507	507	507	900	860	943
ゴルフ場利用税交付金	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	40	41	41	41	41	41	35	35	37
地方特例交付金	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	55	49	49	49	49	49	17	17	18
自動車取得税交付金	155	155	155	155	155	155	155	155	155	155	105	70	70	70	70	70	50	40	43
地方交付税	10,105	10,050	10,059	10,085	10,297	10,402	10,703	10,915	11,052	11,128	9,110	9,200	8,800	8,400	8,000	7,600	7,700	7,900	7,900
交通安全対策特別交付金	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	13	13	13	13	13	13	11	11	11
分担金及び負担金	527	528	513	534	479	477	482	493	499	506	453	550	538	526	500	492	500	612	613
使用料	591	606	616	617	621	622	623	628	629	630	766	657	304	302	302	300	249	261	274
手数料	209	209	208	208	208	208	207	207	207	206	178	175	175	175	175	175	147	154	162
国庫支出金	2,099	1,816	1,813	1,617	1,825	1,390	1,270	1,241	1,197	1,474	2,188	1,770	1,721	1,861	1,848	1,902	2,237	2,195	2,085
県支出金	1,466	1,412	1,292	1,195	1,237	1,264	1,244	1,241	1,282	1,402	1,631	1,236	1,269	1,273	1,217	1,219	1,509	1,480	1,407
財産収入	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	178	177	177	177	177	177	76	232	128
繰入金	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	52	361	166	760	735	979	2,246	1,547	1,391
諸収入	763	768	776	786	781	792	799	808	808	827	1,353	1,994	1,992	1,977	1,970	1,969	973	1,403	1,380
地方債	5,469	6,498	6,262	4,682	4,161	2,086	1,799	1,780	1,938	2,056	3,110	2,970	2,104	2,088	2,200	1,244	2,099	2,531	2,335
歳入合計	28,671	29,334	28,992	27,183	27,073	24,711	24,603	24,795	25,100	25,723	24,790	25,064	23,215	23,335	22,916	21,844	24,160	24,709	24,103

※ 平成24年度以降の歳入の配当割交付金及び株式譲渡所得割交付金については、地方消費税交付金の項目に合算して計上している。

○歳出

単位:百万円

年度 項目	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人件費	4,762	4,720	4,720	4,732	4,748	4,704	4,771	4,716	4,761	4,711	3,619	3,704	3,749	3,719	3,638	3,592	3,650	3,543	3,559
物件費	3,098	2,932	2,966	3,001	3,037	3,073	3,085	3,143	3,174	3,180	2,563	2,749	2,503	2,449	2,397	2,345	3,008	2,994	2,868
維持補修費	323	323	123	123	123	123	123	123	123	123	86	83	83	83	83	83	156	125	125
扶助費	1,530	1,570	1,612	1,655	1,699	1,745	1,692	1,740	1,788	1,839	3,222	3,225	3,224	3,226	3,230	3,235	3,832	3,682	3,698
補助費等	3,985	3,907	4,153	4,263	4,209	4,265	4,374	4,522	4,581	4,739	3,568	3,619	3,640	3,587	3,529	3,387	3,713	4,196	4,250
公債費	3,018	2,962	3,822	3,149	3,564	3,897	4,238	4,299	4,463	4,485	3,795	3,901	3,879	3,574	3,273	3,208	3,386	3,489	3,519
積立金	550	550	550	550	550	550	550	550	550	550	43	42	41	41	41	41	119	92	92
投資・出資金	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
貸付金	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	1,196	1,799	1,799	1,799	1,799	1,799	721	711	711
繰出金	2,531	2,491	2,663	2,600	2,597	2,611	2,543	2,554	2,529	2,522	2,607	2,720	2,766	2,787	2,830	2,830	2,983	3,034	3,026
普通建設事業費	8,664	9,669	8,173	6,900	6,336	3,533	3,017	2,938	2,921	3,364	4,091	3,222	1,531	2,070	2,096	1,324	2,592	2,843	2,255
歳出合計	28,671	29,334	28,992	27,183	27,073	24,711	24,603	24,795	25,100	25,723	24,790	25,064	23,215	23,335	22,916	21,844	24,160	24,709	24,103